給与支払報告書の 作成・提出について

東京都北区区民部税務課

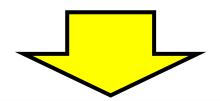
【目次】

- 提出の義務について
 P 1
- 給与支払報告書の種類 P 2
- 総括表の注意箇所 P 3
- 個人別明細書の種類 P 4
- 個人別明細書の注意箇所 P 5
- 給与支払報告書の提出方法 P11
- 提出の際の注意点 P12
- 特別徴収税額通知の電子化 P15

《提出の義務について》

地方税法第317条の6(抜粋)

~当該給与の支払をする際所得税法第百八十三条の規定により所得税を徴収する 義務があるものは~当該給与の支払を受けている者についてその者に係る**前年中 の給与所得の金額**その他必要な事項を当該給与の支払を受けている者の一月一日 現在における住所所在の市町村別に作成された給与支払報告書に記載し、これを 当該市町村の長に提出しなければならない。



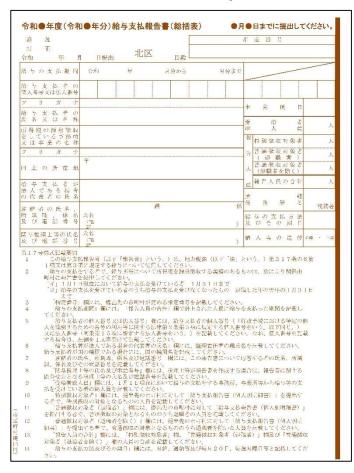
「前年、従業員に給料を支払った事業所は その従業員の給与支払報告書を作成し 市区町村に提出しなければならない」

ということです。

《給与支払報告書の種類》

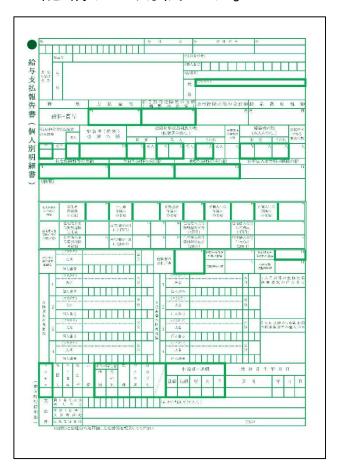
給与支払報告書(総括表)

事業所の情報や提出枚数を記載する用紙です。



給与支払報告書(個人別明細書)

個人単位の前年収入を記載する用紙です。



《総括表の注意箇所》

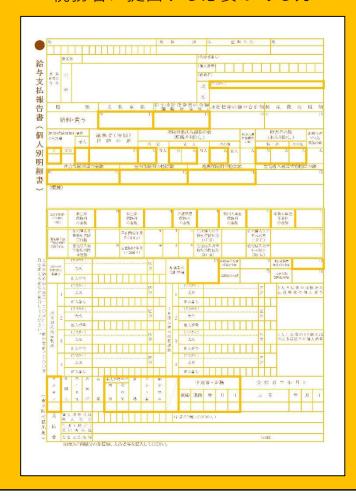


「指定番号」「フリガナ」「所在地」の記入漏れにご注意ください。 個人別明細書の数え間違い・入れ忘れ等にご注意ください。

《個人別明細書の種類》

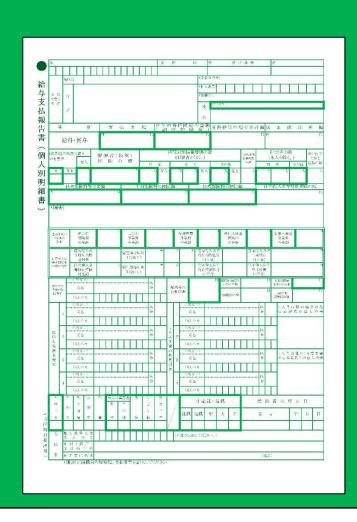
個人別明細書(オレンジ)

法人役員150万円以上、 一般職員500万円以上等で、 税務署に提出する必要がある方

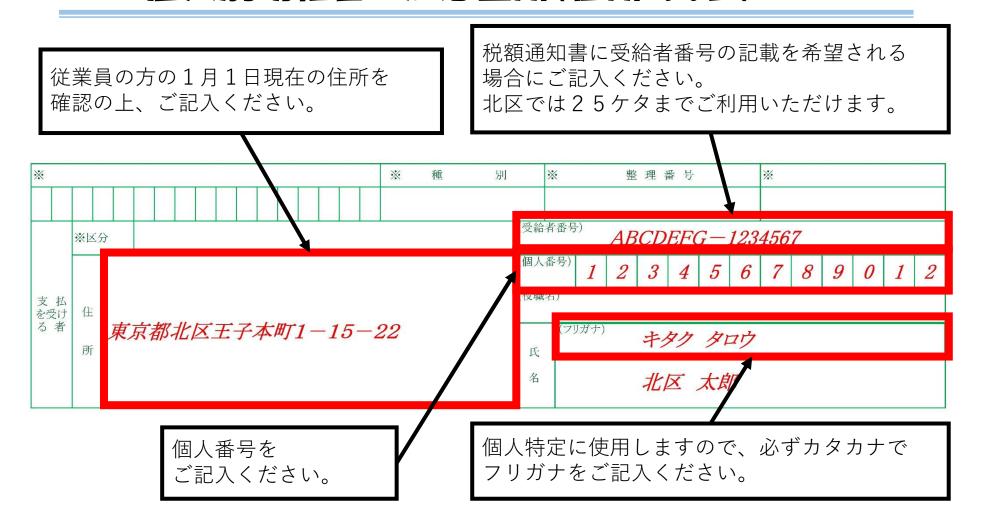


個人別明細書 (緑)

税務署に提出する必要がない方



《個人別明細書の注意箇所(住所·氏名)》



《個人別明細書の注意箇所(扶養控除)》

配偶者控除は「有」に〇 老人扶養親族の人数 国内に居住して 配偶者特別控除は金額のみ 70歳以上の方が対象 いない扶養親族 老人配偶者控除は 同居の本人または配偶者の直系尊属の の人数 「有」と「老人」に〇 人数を「内」欄にご記入ください。 控除対象扶養親加 障害者の数 (源泉)控除対象配偶者 16歳未満 **非居住者** (本人を除く。) (配偶者を防 配偶者(特別) の有無等 扶養親族 控除の額 の数 老人 その他 その他 従有 従人 380,000 特定扶養親族の人数 19歳から22歳の方 その他の障害者の人数 16歳未満も適用可。 特定、老人以外の扶養親族の人数 特別障害者の人数 16歳未満の扶養親族の人数 同居の特別障害者の人数を 「内」欄にご記入ください。 非課税判定等に必要になります。 16歳未満も適用可。

《個人別明細書の注意箇所(住宅ローン控除)》

「住宅借入金等特別控除可能額」「居住開始年月日」「住宅借入金等特別控除の額」を住民税の税額控除の算定に使用します。

ご記入を忘れると住民税の税額控除が受けられないことがあります。

適用数が3以上ある場合は、摘要欄に「居住開始年月日」「控除区分」「住宅ローンの年末残高」をご記入ください。

所得税で控除した 住宅借入金等特別控除額を ご記入ください。



所得税で控除しきれない場合、 住宅借入金等特別控除可能額の 総額をご記入ください。 「居住開始年月日」「控除区分」 「住宅ローンの年末残高」を ご記入ください。

《個人別明細書の注意箇所(摘要)》

こちらに記載の情報を活用し、令和7年度に実施予定の定額減税しきれなかった方への給付(不足額給付)や「控除対象配偶者以外の同一生計配偶者」にかかる住民税の定額減税を行います。

(摘要)

源泉徵収時所得税減税控除済額 XX,XXX円、控除外額 X円 非控除対象配偶者減税有

普D

前職 ●●株式会社 令和●年●月●日退職 給与支払額:100,000円 社会保険料:10,000円 源泉徴収税額:3,000円

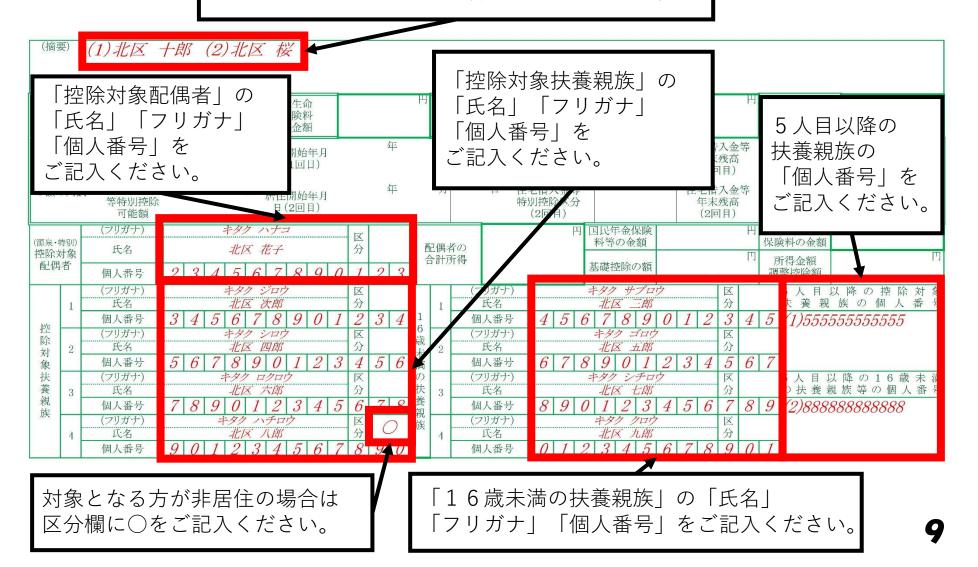
前職等の他社分を含めて年末調整している場合は、他の支払者の「支払者名称」 「退職日」「給与支払金額」「社会保険料」「源泉徴収税額」等をご記入ください。

個人納付(普通徴収)とする場合、 摘要欄に住民税の徴収方法と該当する切替理由の符号をご記入ください。

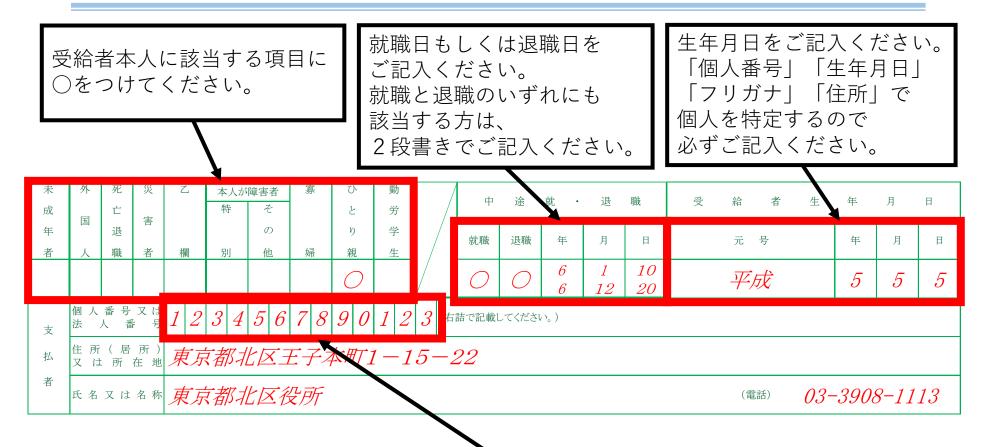
あわせて「普通徴収切替理由書(兼仕切紙)」を一緒に提出してください。 なお、地方税法の規定により、原則として給与所得者の住民税の徴収方法は、 給与引き落とし(特別徴収)となりますので「普通徴収切替理由書」にある 条件に適合しない場合は、特別徴収とさせていただきます。

《個人別明細書の注意箇所(被扶養者)》

5人目以降の扶養親族の氏名をご記入ください。



《個人別明細書の注意箇所(本人該当他)》



「個人番号または法人番号」は国税庁が指定する13桁の「法人番号」をご記入ください。個人事業主等で指定を受けていない場合は、事業主の「個人番号」を右詰でご記入ください。

《給与支払報告書の提出方法》

紙媒体による提出方法

総括表と個人別明細書を作成して、市区町村に 郵送または来庁して提出する方法です。

光ディスク等による提出方法

CD・DVD等の電子記録媒体にデータを 入力して提出する方法です。 令和6年度分から 「給与支払報告書の 光ディスク等による 提出承認申請書」の 提出は不要

e L T A X による提出方法

専用ソフトで給与支払報告書を作成して、データを電子送信で提出する方法です。

事前に 利用届出等の 手続きが必要

《提出の際の注意点》

1月31日までにご提出ください

給与支払報告書の提出期限は、翌年1月31日です。

- ※1月31日が土日の場合は2月の第1月曜日になります。
- ※提出期限までに提出されないと**従業員様の税額決定が遅れてしまう** 可能性があります。

1月1日現在の住民登録地をご確認ください

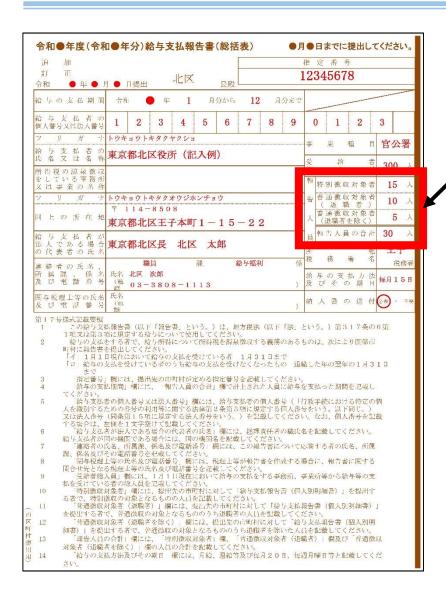
従業員様の1月1日現在の住民登録地に給与支払報告書をご提出ください。 提出先を誤ると**二重課税になってしまう**可能性があります。

<まとめ>

令和7年度給与支払報告書は・・・

- ①「令和6年中の給与情報」を記載し
- ②「令和7年1月1日現在本人が住んでいる市区町村」へ
- ③「令和7年1月31日まで」に提出

《提出の際の注意点》



報	特別徴収対象者	
告	普通徴収対象者(退職者)	10 人
人	普通徴収対象者(退職者を除く)	5 人
員	報告人員の合計	30 人

総括表の報告人員と 個人別明細書の数は 必ず一致させてください

《提出の際の注意点》

普通徵収切替理由書(兼仕切紙)

市区町村名 東京都北区 指定番号

12345678

事業者名 東京都北区役所

符号	普通徴収切替理由	人数	
普A	総従業員数が2人以下 (下記「昔日」~「普F」に該当する全ての(他市区町村分を含む)従業員数を差し引いた 人数)	人	
普B	他の事業所で特別徴収(乙欄該当者)	1 人	
普C	給与が少なく税額が引けない(年間の給与支給額が100万円以下)	人	
普D	給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)	1 人	
普E	事業専従者(個人事業主のみ対象)	人	
普F	退職者又は退職予定者(5月末日まで)及び休職者	1 人	
合 計			
The second secon			

- 普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に該当する符号(普A、普Bなど)を記入してください。
- この普通徴収切替理由書の提出がない場合、原則どおり、特別徴収対象者となります。
- 符号「普F」の休職者とは、休職により4月1日現在で給与の支払を受けていない場合に限ります。

普通徴収切替理由書 (兼仕切紙)

指定番号をご記入ください。

事業所名をご記入ください。

理由ごとの内訳人数と 合計人数をご記入ください。

- 【例】切替理由が符号Dに該当する従業員
- ●切替理由書の「普D」に人数を記入
- ●個人別明細書の摘要に「普D」を記入



令和6年度分以後の特別徴収税額通知(納税義務者用)についても、 電子データでの受取を選択できるようになりました。

給与支払報告書の提出方法	特別徴収税額通知		
和サメ仏報っ音の徒山万広	特別徴収義務者用	納税義務者用	
紙・光ディスク等	紙	紙	
eLTAX	紙 or 電子	紙 or 電子	

- ※eLTAX (エルタックス) で給与支払報告書を提出する特別徴収義務者が 希望した場合、電子データでの受取が可能となります。
- ※eLTAXで給与支払報告書の提出をする際に、 「特別徴収義務者用」と「納税義務者用」それぞれの 受取方法(書面または電子データ)を選択する必要があります。
- ※「納税義務者用」を電子データで受取希望する場合、受給者番号の設定が 必須となり、また、使用できない文字や文字列があるなどの留意事項が ありますので、地方税共同機構が公開する仕様書等をご確認ください。
 - ※詳しくは「地方税共同機構」のホームページをご覧ください。

≪課税・特別徴収手続きに関するお問い合わせ≫ 東京都北区 税務課

Tel 03-3908-1113

平日8:30~17:00

≪納税全般に関するお問い合わせ≫

東京都北区 収納推進課

Tel 03-3908-1129

平日8:30~17:00

≪eLTAXに関するお問い合わせ≫ 地方税共同機構

https://www.eltax.lta.go.jp/